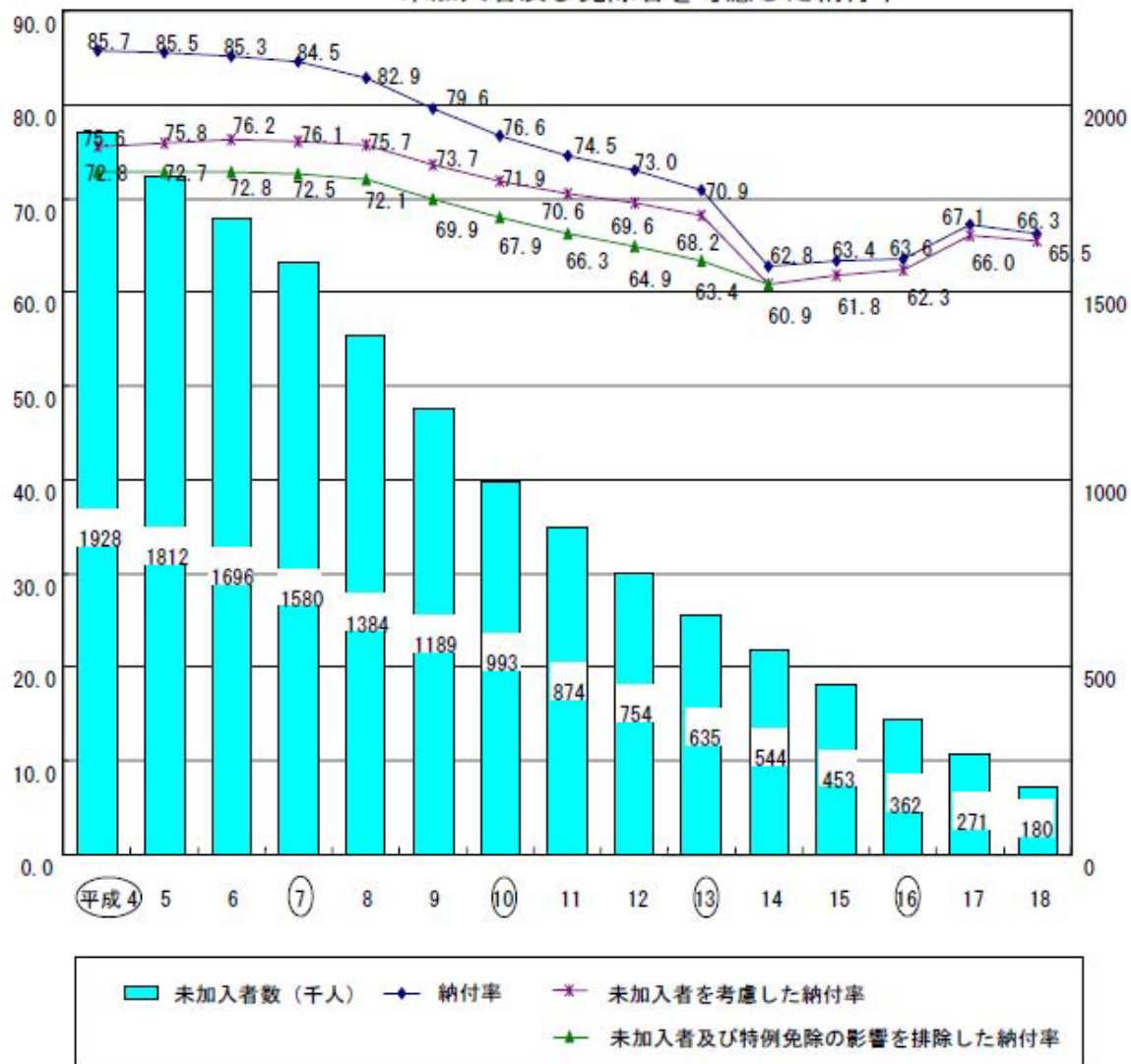


### ③ 国民年金保険料の納付状況等の推移及びその分析

未加入者及び免除者を考慮した納付率



(注)平成4、7、10、13及び16年度の未加入者数は公的年金加入状況等調査による。  
他の年度における未加入者数は、これらの年度から単純に線型按分したもの。

① 平成9年度以降、全ての市町村において20歳到達者で加入手続きを行わない者に対する職権適用(国民年金手帳の送付)が行われた結果、未加入者(注)数が大幅に減少

(注)「未加入者」とは、国民年金の第1号被保険者に該当するが、加入手続きを行っていないため、第1号被保険者として把握されていない者

② 平成13年度以前(地方分権前)には、現在の免除基準には該当しない者であっても、特例で免除が認められていた(特例免除)

(例)免除基準上非免除となるが所得が低いと考えられる者

○ ①未加入者の影響、②特例免除の影響を排除して納付率を算出することにより、市町村が保険料を徴収していた時代の納付率を現在と同じ条件で比較することが出来る(いわば実力ベースの納付率)。

(注)未加入者及び特例免除を分母に加えることにより、納付率の比較を行う。

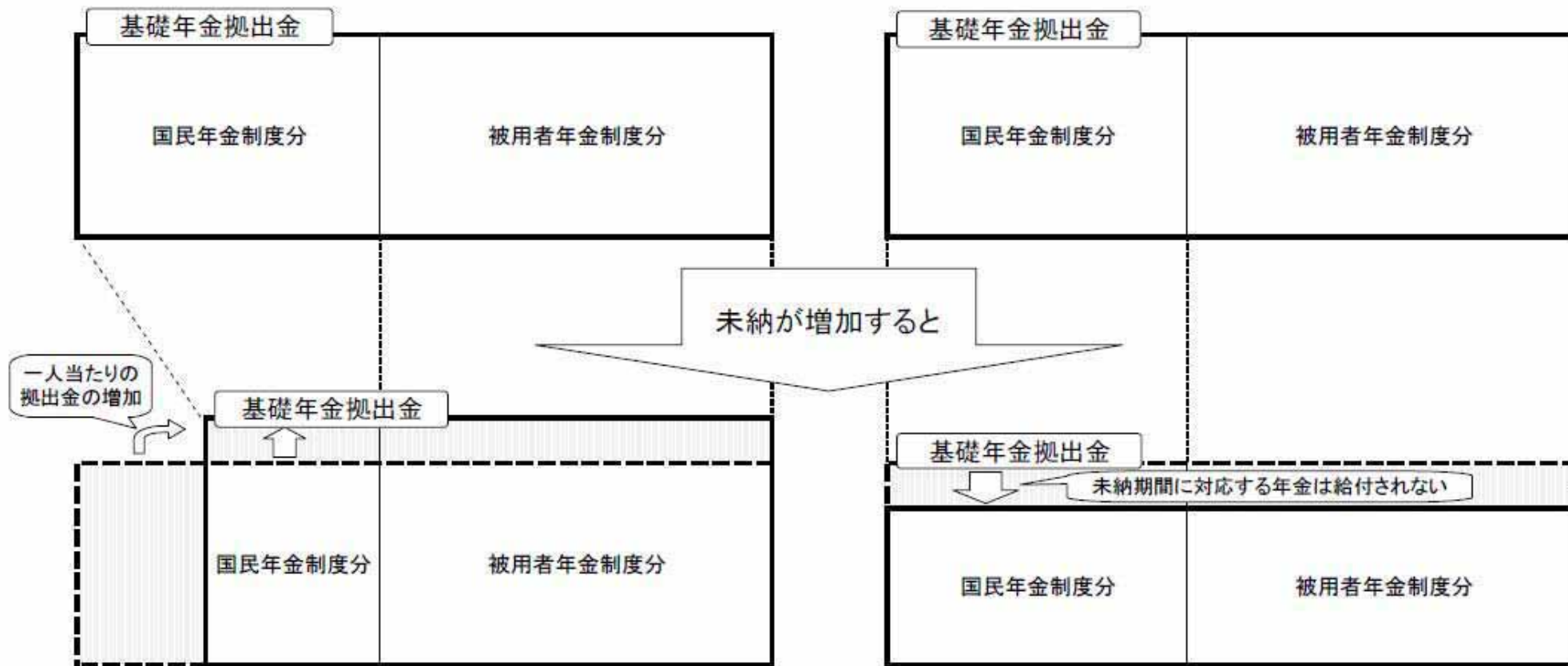
○ 平成9年度の納付率(79.6%)について、「実力ベース」での納付率を計算すると、次のとおり

●未加入者の影響を排除 → **73.7%**

●未加入者及び特例免除の影響を排除 → **69.9%**

# 未納者の増加による財政影響

現在 → 将来



被用者年金制度では支出の増加に伴って収支が悪化  
(=年度末積立金の減少)

支出が減少するため積立金が回復

したがって、未納による財政影響は限定的である。